

グループホーム補助金の経過及び見直し（案）の考え方について

1. グループホーム補助金の経過

（１）市の施設借上費補助制度の制定経緯について

- ・平成 10 年度、箕面市独自制度として、市内公営住宅 GH と民間住宅 GH との家賃差の解消を目的に制度を開始。
- ・平成 30 年度、市内 GH が全て民間住宅 GH となり制度当初の補助目的は解消したが、これまで補助を受けていた市内 4 事業者の GH について補助を継続している。

※令和 7 年 2 月末時点 補助対象の GH 利用者 66 人（GH 利用者総数 215 人の 30%）

（２）施設借上費補助見直しの経過

<令和元年度>

- ・見直し内容を決定
 - ◆施設借上費補助は令和 2 年度末までとし令和 3 年度から 3 年の経過措置とした（大家への賃料差額助成と利用者個人への激変緩和措置）
 - ◆経過措置終了後の令和 6 年度以降に、新たな整備促進策（スプリンクラー設備整備補助等）を制定することとした

<令和 2 年度>

- ・見直し延期決定（令和 3 年度は現行継続し、令和 3 年度に令和 4 年度以降の内容を検討。以下同）
- ・GH 利用者アンケートを実施
- ・GH 事業所アンケート（家賃額等に関する調査）、意見交換を実施
- ・GH 事業所との意見交換を実施

<令和 3 年度>

- ・GH 利用者及び事業所アンケートの結果報告・意見交換を実施
- ・GH 事業所アンケート（高齢化・重度化対応に関する調査）、意見交換を実施

<令和 4 年度>

- ・施設借上費補助金にかかる新たな経過措置案を提示（経過措置期間：3 年～最長 12 年）

<令和 6 年度>

- ・施設借上費補助金にかかる R4 経過措置案を再提示（経過措置期間：3 年～最長 12 年）
- ・施設整備費補助金にかかる新たな拡充策を提示（重度者対応 GH の整備促進策）

2. 見直しの方向性（案）の考え方

◆グループホーム補助金見直し（案）の方向性の考え方

- ・制度や市内のグループホーム整備状況の経過から、施設借上費補助制度当初の補助目的は一定果たされている。
- ・今後は、不足している重度者対応のグループホーム整備促進に取り組みたい。

見直し（案）※令和6年度第5回障害者市民施策推進協議会資料の再掲

（１）施設借上費補助について

- ・補助対象GHに対し長期的に補助額を減額していく経過措置を令和8年度から開始（現行と同じく法人に対する補助として実施）
- ・見直しと併せて、GH 利用者の家賃負担軽減がされるよう、国の家賃補助を全国一律1万円から、地域区分に応じた金額に拡充されるよう国府に対して継続的に要望を行う。

（２）施設整備費補助について

- ・令和8年度から見直し後の内容で制度開始
- ・高齢化、重度化に対応できるGH整備促進のためスプリンクラー整備補助などを拡充（毎年2～3か所の高齢化、重度化に対応できる GH の整備を想定）

◆方針決定に向けて

いただいたご意見等も踏まえ令和8年度に向けて方針を検討していく